資料２

草津市協働のまちづくり条例の位置づけ

平成２０年８月策定

草津市協働のまちづくり指針

平成２４年４月１日施行

草津市自治体基本条例

自治体運営の基本理念や原則、および市民が自治体運営に参加する際の基本的な考え方やルールを定めるもの。

平成 25 年３月３１日施行

草津市市民参加条例

市政へ市民が参加するための具体的な基準や手続きを定めたもの

平成２６年施行予定

草津市協働のまちづくり条例

市民との協働の理念を深めるとともに、協働のまちづくりに取り組むそれぞれの主体の位置づけ、役割を明確にするための条例

平成 25 年３月３１日施行

草津市住民投票条例

市政にかかる重要事項について、直接、住民の意思を確認する仕組みである住民投票制度を創設するもの

草津市協働のまちづくり推進計画（案）

協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画

草津市協働のまちづくり条例

（推進計画の策定）

第２４条　市は、まちづくり協議会、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、推進計画を定めるものとする。